

国立大学法人富山大学  
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合  
中央執行委員長 広瀬 信

## 大学改革問題に関する要求および情報開示の申し入れ

現在進められている新学部設置および教養教育一元化といった大学改革は教職員の労働環境を大きく変更するものですが、教育研究環境や労働条件を破壊するものであってはならず、また経営を危うくする無責任なものであってなりません。そのためには、改革の是非やそのあり方について、法令規則に基づき、十分に情報を共有した上で民主的な意志決定手続きを取り、全学的な合意のもとに進められる必要があります。しかし現在、教育研究環境・労働条件・民主的な大学運営の仕組みが踏みこじられるつつあるということについて、多くの教職員から指摘・批判の声が上がっています。そこで、改革の検討を進めるにあたって守られるべきことの確認および情報開示について、下記の通り要求します。

期限は9月15日の教育研究評議会の前日までとし、全教職員向けに情報開示するよう要求します。

記

### 要求事項

#### 1. 教員ポイントを移動させた後の学部をどのような形にしようとするのか説明すること

人文学部で28人、人間発達科学部で15人、理学部で8人など、大量の教員を削減した後、各学部をどのような形にするのか説明してください。このような乱暴なことをすると、これらの学部では、教員養成その他の資格認定に関わる機能を維持することは困難となり、多様な専門分野を学ぶ機会の保障など、地域から求められ応えてきたさまざまな役割を果たすこともできなくなります。

また、多くの人員が削減される学部では、授業や学部運営の負担が増加して大幅な労働強化をもたらします。さらに、生涯獲得賃金そのものも低下が見込まれます。たとえば人文学部では、28人分の教員人件費ポイントが移動すると、新任教員の補充が8年にわたってできなくなるばかりでなく、准教授から教授への昇任についても、今後8年間での実施が困難になります。このことは、現在の准教授の生涯獲得賃金を大きく下げ、退職金額や年金支給額にも影響をあたえます。若手教員の生涯にわたる生活設計を大きく狂わせる不利益変更であり、認められません。

これらのことは他の学部でも同様です。現在すでに多くの学部で教員の補充を凍結せざるを得なくなっていますが、この点の悪化が心配されます。各学部の教育研究を正常に機能させ、労働条件を守ることが可能であるということを示せなければ、これは「大学改革」ではなく、単なる「大学破壊」、「学部破壊」と言わなければなりません。

#### 2. 「教員ポイント移動の基本的な考え方(案)」の不整合について説明すること

説明会で配布された「富山大学教養教育一元化に係る基本方針」では、教養教育院に43人程度の専任教員を置きながら、「教養教育の実施においては、全学の教員の分担、協力が必要不可欠である」として、全学出動体制を採用しています。しかし、全学出動体制を前提とするならば、全学出動体制を必要としなかった時期に基づく「旧教養部が廃止された際に五福5学部に分属した教員に相当するポイント」を返還させる必要はなくなります。逆に、「旧教養部が廃止された際に五福5学部に分属した教員に相当するポイント」を返還させて、教養教育院を教養教育の実施組織にするなら、全学出動体制は不要となります。

しかし実際は、返還させた「学長裁量ポイント」(93人分)を教養教育実施のためにすべて使用するのではなく(教養教育院には45人分)、それとはまったく無関係の、新学部設置で不足する教員(20人

分) や、他の学部等への配分 (残り 28 人分) に流用しようとしています。そうすると「移動基礎ポイント」を供出しても教養教育担当教員が不足するので、「義務コマ数Ⅲ」なるものを滑り込ませて全学出動体制を継続させ、教養教育も担当させようということではないのですか。だとすれば、「旧教養部が廃止された際に五福 5 学部に分属した教員に相当するポイント」を返還させることにはまったく道理がありません。

### **3. 就業規則第 10 条を逸脱・破棄することはないことを明言すること**

教員本人の同意なく、例えば学部から教養教育院へ強制的に配置換えをするといったことは、富山大学就業規則第 10 条に反するものであり、あってはなりません。また、教育研究評議会等での審議や労働組合との合意なく、この就業規則第 10 条の改変を強行することも絶対あってはなりません。そのようなことはないということを明言して下さい。

### **4. 大学改革については教育研究評議会で実質的な審議を行うことを明言すること**

このように良質な教育研究環境や教職員の労働条件が守られるために不可欠なものが、民主的な大学運営です。「教育研究に関する重要事項」については教育研究評議会で審議するということが、国立大学法人法第 21 条や学則第 36 条、教育研究評議会規則で定められており、今回の大学改革は言うまでもなく「教育研究に関する重要事項」にあたります。しかし、教育研究評議会では改革案の内実についての実質的な審議ではなく追認のみすればよいと執行部は考えているのではないかと、という懸念の声が現在上がっています。改革を検討するにあたっては、下記 5、6 に挙げるような全ての情報を共有し、また各部局の教授会の意見も踏まえた審議を教育研究評議会で行うことが当然に必要です。

### **5. 新学部設置に係るこれまでの文科省との交渉経過の詳細（交渉記録）を開示すること**

文科省は、当初は新学部構想の内容以前に、8 学部を 9 学部を増やすこと自体に否定的であったとのことですが、その文科省が、9 学部構想を容認するようになったのはどうしてですか。前総務・財務担当理事が「新学部設置のための予算も人も全部自前で準備するので認めてほしい」と文科省にねじ込んだというのは本当ですか。こうした文科省との交渉の過程の詳細についての記録は、改革のあり方を検討する上で最も重要な情報で、これまでは教育研究評議会で交渉記録を開示した上で改革の議論がなされてきたはずですが、しかし、今回の件に関する記録は全く開示されておらず、執行部は文科省の意向をねじ曲げて学内に伝えているのではないかと、また学内の事情を隠匿して文科省との交渉を進めているのではないかと、といった疑惑が広がっています。交渉の中で、文科省は、大学改革の在り方について、また、その中での理系新旧学部の在り方や、人文・社会系学部の在り方について、どのような見解を示していたのですか。

### **6. 改革計画の詳細についての基本資料を文書で開示すること**

今回の改革計画については、現場の実態を踏まえない、実現可能性の低い、また経営的にも無理のある計画なのではないかという指摘がさまざまになされています。そうした無理のある計画が強行された場合、そのしわ寄せは必ず労働環境の悪化という形で現れます。たとえば以下のような点について、本当に見通しはあるのですか。実現可能性は検証されているのですか。実務的なレベルの問題も含め、広く議論して検討される必要があることですので、文書で情報を開示して下さい。

#### **(1) 新学部の学科構想、上部の大学院構想、人的配置 (学生数・教員数)**

これらの基本情報は、口頭やスライドのみではなく、文書で開示される必要があります。

#### **(2) 新学部設置に必要な初期費用、維持費用、人的資源とその調達方法**

施設・設備などにそれぞれ必要な費用や人員の詳細な数を示して下さい。文科省にはどれだけの予算措置を求めるのですか。文科省に求めることができず大学で準備する分については、工・理・芸文の 3 学部が負担するのか、他の学部も負担するのかなど、すべて数字で明らかに示して下さい。

#### **(3) 新学部の入学者確保の可能性を示すデータ**

他大学では、学部を新設したものの、十分な数の受験生を集められないところがありますが、そのようにならないという調査データがあるならば開示して下さい。

#### **(4) 卒業要件に占める教養教育の必要単位数**

教養教育の必要単位数は、教養教育に必要な教員数や教室数とも密接にかかわり、現実的に教育体制の構築が可能なのかどうかを検討する上で必要な基礎情報です。以上。